

ID: 177

担当部署: 都市整備課

| | |
|---|---|
| 処分の概要 | 利用の許可 |
| 例規名 根拠条項 | 高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第11条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。) |
| 例規番号 | 平成19年条例第12号 |
| <p>【基準】</p> <p>第7条及び第8条並びに高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 施設を利用しようとする者(第3条第2号から第4号までの施設の利用にあつては、占有して利用しようとする者に限る。)は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、ちよつ蔵広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を附することができる。</p> <p>3 第3条第2号から第4号までの施設の占用的利用に係る許可期間は原則3年以内とする。ただし、当該許可期間は、2年を超えない範囲内において1回に限り延長することができるものとする。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第8条 町長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) ちよつ蔵広場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他町長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(占用的利用者の要件)</p> <p>第3条 占用的利用施設を占有して利用する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、条例第11条に規定する指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を受けて要件の一部を変更することができる。</p> <p>(1) 町及び高根沢町商工会その他の町長が指定する団体が中心市街地活性化のために実施する事業に協力すること。</p> <p>(2) 高根沢町商工会に加入すること。</p> <p>(3) 国税及び地方税に滞納がないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める募集要項等で定める要件を備えていること(指定管理者が自ら利用する場合は除く。)</p> | |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 備考 | |

| | | | |
|-------|-----------|---------|-------|
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |
|-------|-----------|---------|-------|